

⑪ 防 衛 省

法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(平成14年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:嶋口 武彦)
目的	駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者(駐留軍等労働者)の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施(労働契約の締結、昇格その他の人事の決定を除く。)に関する業務を行うこと。2 駐留軍等労働者の給与の支給(額の決定、給与の支払を除く。)に関する業務を行うこと。3 駐留軍等労働者の福利厚生の実施(法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項、宿舎に供される行政財産の管理、表彰(永年勤続に係るものに限る。)を除く。)に関する業務を行うこと。
委員会名	防衛省独立行政法人評価委員会(委員長:東海 幹夫)
分科会名	-
ホームページ	法人: <a href="http://www.lmo.go.jp/">http://www.lmo.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/dokuritsu/gijiroku/giji.html">http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/dokuritsu/gijiroku/giji.html</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 平成19年1月9日に主務大臣が内閣総理大臣から防衛大臣に変更されている。平成17年度以前の評価は内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果を記載している。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 5. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取り扱いとしているため、第1期中期目標期間には「-」を記入している。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>							
(1)業務の運営体制	A×3	A×3	-	A×5	A×4 B×1	A×5	
(2)経費の抑制	A×6	A×6	-	A	A	A	
(3)職員の意識の高揚	A×2	A×2	-				
<b>2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上</b>							
(1)駐留軍等労働者の募集	A×3	A×3	-	A×2	A×2	A×2	
(2)駐留軍等労働者の福利厚生施策	A×2	A×2	-	A×3	A×3	A×3	
(3)駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成	A×2	A×2	-	A	A×1 B×1	A	
<b>3.予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</b>	A	A	-	A	A	A	
<b>4.短期借入金の限度額</b>							
<b>5.重要な財産の譲渡等</b>							
<b>6.剰余金の使途</b>	A	A	-				
<b>7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>							
(1)施設設備に関する計画							
(2)人事に関する計画	A×2	A×2	-	A×2	A×2	A×2	
<b>8.年度計画以外の業務実績等</b>							
(1)随意契約の適正化					A	A	
(2)保有資産						A	
(3)官民競争入札						-	
(4)内部統制						A×2	
(5)給与水準及び総人件費改革						A	
(6)目的積立金						A	
(7)本部事務所の移転						C×2	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.9.18)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 機構の平成20事業年度業務実績については、全体として年度計画に沿って的確に業務が実施されており、中期目標の達成に向け着実に進捗しているものと認められる。
- 平成20年度は今中期目標期間の3年目であるが、中期目標を着実に達成すべく、機構の運営の効率化を図ることにより、年度計画に掲げている「年度平均4%の人員削減」を実施するとともに、「人件費概ね4%、物件費概ね2%の経費の抑制」について、平成21年度以降を見通し、その抑制率を大きく上回る経費の抑制を図っている。
- 本部事務所の機能が2箇所に分かれている状況については、業務運営の効率化の観点から望ましいものではなく、国との調整を行い適切な措置を講じられたい。
- 今中期目標期間においても、支部の統合を含めての組織の見直し及び事務の効率化等を引き続き促進させ、その着実な実施によって、より一層の成果を上げていくことを期待する。また、計画に沿って事業を実施することにとどまらず、計画の前倒し着手に積極的に取り組み、成果の拡大を図ることを期待する。
- さらに、国民からのニーズを積極的に把握して、業務運営体制や業務の改善を図るよう、広報誌やホームページ等を活用して国民からの意見を募集することが望ましい。また、国民からの意見を職員一人一人が把握することにより、職員の業務に対する意識の高揚を図ることを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(駐留軍等労働者の募集)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>在日米軍からの労務要求書受理後1か月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介するため、インターネットを利用した応募受付や公共職業安定所(ハローワーク)を通じた募集等を実施した。その結果、平成20年度の紹介率は87.7%となった。</li> <li>沖縄県においては、平成20年5月7日からインターネットを利用した事前募集を通年実施した。その結果、インターネットを利用した応募受付については、平成19年度の56%から61%へと5ポイントの伸びを示した(前年度の伸び3ポイント)。なお、本土においては平成19年度の40%から52%へと12ポイント伸びを示した(前年度の伸び6ポイント)。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期計画に定める在日米軍に紹介する率が90%以下であったことは残念である。インターネットを利用した募集など全体としては年度計画が順調に実施したことを確認した。今後、前例にとらわれずメディアの活用のあり方を検討し、効果的な募集を行うことが必要である。</li> </ul>
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(駐留軍等労働者の福利厚生施策)	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度に作成した見直し案に基づき退職準備研修を実施し、受講者を対象に行ったアンケート調査を基に検証を行い、その結果を取りまとめ。</li> <li>56歳以上の駐留軍等労働者を対象に実施したが、受講対象年齢を段階的に引き下げることとしていることから、平成21年度においても、見直し案及び平成20年度の検証結果を踏まえつつ、引き続き研修を実施し、更に検証を重ねることとする平成21年度の計画を作成。</li> <li>平成19年度に機構において作成した見直し素案について、国及び在日米軍に提示したところ、在日米軍は各軍との調整を踏まえ、一部修正の上、平成20年8月22日に国へ修正案を提示。今後の制服等の購入に当たり、どの受注業者からも安定的かつ同等品が納入されるよう細部の仕様を定めておく必要があることから、在日米軍と細部の仕様の調整を行った上で、米側修正案に対する見直し案作成し、国に提示。これにより平成21年1月20日に国と在日米軍との間で制服等仕様書及び制服等基準表の改正につき基本合意。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度に作成した見直し案を踏まえ、退職準備研修を実施しており、年度計画が順調に実施したことを確認した。</li> <li>国及び在日米軍と調整を行い、見直し案を作成しており、年度計画が順調に実施したことを確認した。</li> <li>地方公共団体及び民間企業等の実施状況について調査を実施し、制度導入の検討がなされており、年度計画が順調に実施したことを確認した。調査の実施に際しては、地方公共団体等の資料を収集するだけでなく、制度導入に向けた幅広い検討が行われることを期待する。</li> <li>平成19年度調査結果を踏まえ、少子・高齢化社会における駐留軍等労働者の確保のための実施可能な施策の検討が行われており、年度計画が順調に実施したことを確認した。駐留軍労働者の特性を踏まえつつ、引き続き多角的視点からの検討を期待する。</li> <li>必要となる課題については、自ら見出すよう積極的な取組を期待する。</li> </ul>
年度計画以外の業務実績等(本部事務所の移転)	8(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>蒲田事務所には、理事及び監事並びに評価・監査役を常駐させ、更に、防衛大臣からの是正措置の求めの趣旨を踏まえ、平成20年10月からは理事長も蒲田事務所に常駐し本部機能の強化を図った。他方、経費をかけずに蒲田事務所を横田支部内に移転し、企画調整及び監査部門を配置することについても、配置人員やスペース確保等の観点から引き続き検討を実施中。</li> <li>本部事務所を蒲田事務所と横浜事務所との2か所に置くこととした体制の業務運営については、電子メール等を活用して効率化を図っているところである。なお、主たる事務所東京都に置くこととした機構法第5条が改正されるまでの間の措置であり、速やかな法改正を働きかけている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部事務所の移転について、本部事務所の機能が2箇所に分かれている現状については、業務運営の効率化の観点から望ましいものではなく本項目については順調に実施されていないことを確認した。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし